

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
昭和四十七年七月鳥取県告示第四百七十八号の一部改正
保安林の指定の解除
解除予定の保安林
土地改良区の合併
基本測量の実施
土地区画整理事業の施行の認可
- ◇ 公 告 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第二百二十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十

二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野嶋 整形外科 医院	米子市二本木字高木 四九二の三	昭和四十八年一月十六日
鳥取県済生会 境港 病院	境港市米川町四四	"
三朝町国民健康保険 竹田 診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨	昭和四十七年十二月二十五日
安田 歯科 医院	米子市朝日町五	昭和四十八年一月一日
大月 歯科 医院	倉吉市上井三一六の六	" 四日

鳥取県告示第二百二十七号

昭和四十七年七月鳥取県告示第四百七十八号(昭和四十七年度地籍調査事業計画の決定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市 大字鳥、徳尾、里仁、大橋の一部 昭和四十八年三月三十一日

まで 〇・八〇平方キロメートル を 鳥取市 大字鳥、徳尾、里仁、大橋、

宮谷の一部 昭和四十八年三月三十一日まで 〇・九六平方キロメートル に改

める。

鳥取県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上大灘東北三一六二の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字小木脇二一八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第三百十号

昭和四十七年十一月二十日付で東伯郡北条町大字江北六二番地の一北条町土地改良区設立委員松本秋ほか二十人の者から申請のあつた江北土地改良区、新開土地改良区及び北条川土地改良区が合併して北条町土地改良区を設立することについては、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、昭和四十八年二月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 合併により設立する土地改良区

北条町土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

江北土地改良区

新開土地改良区

北条川土地改良区

鳥取県告示第三百十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

昭和四十八年三月五日から昭和四十八年三月三十一日まで

三 作業地域

米子市、境港市、淀江町、大山町、名和町、岸本町、会見町、西伯町、日吉津村及び溝口町

鳥取県告示第百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、智頭団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十八年二月十六日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

八頭郡智頭町大字智頭字段ハナ、字段、字中段、字下モ段、字ダン山及び下ダン山の各一部

四 土地区画整理事業の名称

智頭団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年二月十二日

七 施行者の住所

鳥取市東町一丁目三百十九番地

八 事業年度

昭和四十七年度及び昭和四十八年度

九 公告の方法

鳥取市東町一丁目三百十九番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

鳥取県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 一等大路第三類第四号停車場布勢線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

鳥取市今町二丁目、行徳、幸町並びに古海字下新田、字下土居、字下村土居及び字瀬戸田の二地内

鳥取県告示第百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三一五一三美保航空線
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 事務所所在地
鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 四 事業地の所在
境港市佐斐神町字東屋敷、字幸神灘、字東灘の一及び字砂浜の四地内

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和48年2月16日

鳥取県公安委員長 田 村 純 一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和48年3月8日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和48年3月14日 午後1時から	鳥取警察署会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一冊一圓五三〇日(送料を含む)】